

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6%
全職員	67.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	—%
課長相当職	93.6%
課長補佐相当職	95.8%
係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	130.1%
31～35年	90.7%
26～30年	94.4%
21～25年	93.9%
16～20年	99.4%
11～15年	104.7%
6～10年	97.9%
1～5年	98.3%

【説明欄】

- ・医師については、ほかの職種と比較して給与水準が大きく異なるため除外している。
- ・全職員の男女の差異67.2%については、任期の定めのない常勤職員以外の職員（女）の割合が、全職員の48.7%と非常に高いため。
- ・男性職員が扶養手当を受給している割合が高いため、総支給額も多くなっている。
- ・36年以上勤続の職員は、男性は技能労務職、女性は課長職のため女性の給与の割合が高くなった。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。